

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
たると翌日の  
翌日)

(号外) 第75号 (第三種郵便物認可)

鳥取県公報

昭和45年10月13日 火曜日

## 告示

### 目次

◇ 告示  
昭和四十五年八月二十七日専決処分した昭和四十五年度鳥取県一般会計補正予算  
昭和四十五年九月定例県議会で議決された昭和四十五年度鳥取県一般会計補正予算等

### 鳥取県告示第六百八十六号

昭和四十五年八月二十七日専決処分した昭和四十五年度鳥取県一般会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年十月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 昭和45年度鳥取県一般会計補正予算

昭和45年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,459千円を追加し、歳入歳出それぞれ43,836,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。  
第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 国庫支出金		14,402,918	15,647	14,418,565
	1 国庫負担金	5,033,623	15,647	5,049,270
11 繰越金		221,720	7,812	229,532
	1 繰越金	221,720	7,812	229,532
歳入	合 計	43,812,779	23,459	43,836,238

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 災害復旧費		186,925	23,459	210,384
	2 土木施設費	69,001	23,459	92,460
歳出	合 計	43,812,779	23,459	43,836,238

### 鳥取県告示第六百八十七号

昭和四十五年九月定例県議会で九月三十日議決された昭和四十五年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十五年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十五年度

鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算及び昭和四十五年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十五年十月十三日

豊後県知事 石 橋 一 郎

昭和45年度鳥取県一般会計補正予算

昭和45年度鳥取県の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

1 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,423,958千円を追加し、歳入歳出それぞれ45,260,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 県	税	6,056,364	222,636	6,279,000

3 地方交付税	1 地方交付税	1 県民税	933,602	137,571	1,071,173
		2 事業税	1,733,837	33,552	1,767,389
		5 娯楽施設利用税	67,435	9,766	77,201
		7 自動車税	712,927	15,526	728,453
		11 自動車取得税	389,580	9,164	398,744
		12 軽油引取税	770,145	17,057	787,202
		15,809,242	128,321	15,937,563	
		15,809,242	128,321	15,937,563	
		764,986	87,858	852,844	
		272,320	83,152	355,472	
		492,666	4,706	497,372	
		6 使用料及び手数料	2 手数料	602,839	2,275
139,260	2,275			191,535	
14,418,565	315,259			14,733,824	
7 国庫支出金	1 国庫負担金	5,049,270	63,245	5,112,515	
		9,233,241	238,888	9,472,129	
		136,054	13,126	149,180	
8 財産収入	2 財産売却収入	524,312	3,496	527,808	
		477,457	3,496	480,953	
9 寄附金	1 寄附金	47,395	1,135	48,530	
		47,395	1,135	48,530	
10 繰入金	2 基金繰入金	119,514	128,780	248,294	
		0	128,780	128,780	

11	繰越金	繰越金	229,532	246,221	475,753
		1 繰越金	229,532	246,221	475,753
12	諸収入	4 貸付金元利収入	3,335,368	186,977	3,522,345
		5 受託事業収入	2,736,142	165,266	2,901,408
		7 雑収入	181,989	16,492	198,481
			180,634	5,219	185,853
		18 県債	771,000	101,000	872,000
	1 県債	771,000	101,000	872,000	
	歳入合計	43,836,238	1,423,958	45,260,196	

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
			千円	千円	千円
1	議会費	1 議会費	187,059	7,131	194,190
		2 総務費	187,059	7,131	194,190
2	総務費	1 総務管理費	2,302,316	11,138	2,313,454
		2 企画費	1,486,256	4,240	1,490,496
		3 徴税費	160,044	2,695	162,739
		4 市町村振興費	329,587	164	329,751
		5 選挙費	90,505	366	90,871
		6 防災費	48,842	842	49,684
		7 統計調査費	16,115	45	16,160
	7 統計調査費	114,893	1,815	116,708	

3	民生費	8 人事委員会費	28,854	482	29,336
		9 監査委員費	27,220	489	27,709
		1 社会福祉費	2,615,974	115,615	2,731,589
		2 児童福祉費	747,959	25,974	773,933
4	衛生費	2 児童福祉費	1,021,048	88,259	1,109,307
		3 生活保護費	843,600	1,382	844,982
		1 公衆衛生費	1,565,492	25,050	1,590,542
5	労働費	2 環境衛生費	700,643	1,321	701,964
		3 保健所費	36,199	7,733	43,932
		4 医薬費	434,220	1,946	436,166
		1 労働委員費	394,430	14,050	408,480
6	農林水産業費	1 労働委員費	439,914	7,558	447,472
		2 労働委員費	61,251	32	61,283
		3 職業訓練費	246,420	2,703	249,123
		4 失業対策費	104,222	4,318	108,540
		1 農業費	7,271,332	459,019	7,730,351
7	商工費	2 畜産業費	28,021	505	28,526
		3 農地費	2,583,704	28,901	2,612,605
		4 林業費	653,271	13,488	666,739
		5 水産業費	1,966,446	426,521	2,392,967
		7 商工費	1,527,959	9,506	1,537,465
	5 水産業費	539,952△	19,377	520,575	
	7 商工費	3,074,191	111,130	3,185,321	

8 土 木 費	1 商業費	1,210,365	103,969	1,314,334
	2 工 鉱 業 費	1,783,220	6,011	1,789,231
	3 観 光 費	80,606	1,150	81,756
	4 土木管理費	10,567,068	311,550	10,878,618
	5 道路橋りよう費	154,118	6,997	161,115
	6 河川海岸費	5,151,776	325,893	5,477,669
9 警 察 費	1 河川海岸費	2,720,280	13,537	2,733,817
	2 港 湾 費	532,049	60,204	592,253
	3 都市計画費	1,477,046△	99,701	1,377,345
	4 住 宅 費	531,799	4,620	536,419
	5 警察管理費	2,034,359	36,033	2,070,392
	6 警察活動費	1,831,695	28,983	1,860,678
10 教 育 費	1 警察管理費	202,664	7,050	209,714
	2 教育総務費	11,793,671	226,467	12,020,138
	3 小 学 校 費	718,094	9,794	727,888
	4 中 学 校 費	4,277,547	8,233	4,285,780
	5 高 等 学 校 費	2,459,063	5,350	2,464,413
	6 特殊学校費	3,610,027	18,815	3,628,842
11 災 害 復 旧 費	7 社会教育費	305,129	1,059	306,188
	8 保健体育費	198,329	180,916	379,245
	9 農林水産施設 災害復旧費	225,482	2,300	227,782
		210,384	107,173	317,557
		117,924	13,541	131,465

13 諸 支 出 金	2 土木施設災害 復旧費	92,460	93,632	186,092
	3 自動車取得 税金交付	499,343	6,094	505,437
	合計	273,611	6,094	279,705
歳 出 合 計	43,836,238	1,423,958	45,260,196	

第2表 総統費

款	項	事業名	総額 千円	年度	年割額
				45	千円
10 教 育 費	6 社会教育費	文化施設建設費	1,127,046	46	675,500
				47	242,030

第3表 債務負担行為補正

1 追 加				
事 項	期 間	限 度	額	千円
こどもの国建設事業費補助金	昭和45年度から昭和50年度まで		422,405	
こどもの国建設資金元利償還補助金	昭和46年度から昭和66年度まで	年金福祉事業団融資にかか る元利償還金	560,258	
財団法人鳥取県子ユニー ゾク振興公社借入金利子 補助	昭和45年度から昭和46年 度まで		495	
八幡警察署土地賃借料	昭和45年度から昭和55年 度まで			
当該物件を取得するために 要した資金の元利償還金に 相当する金額42,593千円並 びに同物件にかかるとの 課税に相当する金額の合計額				

2 変更

補正事項	前		後	
	期間	限度額	期間	限度額
保母修学資金貸付金	昭和45年度から昭和46年度まで	千円 720	昭和45年度から昭和46年度まで	千円 1,296

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
建設災害復旧費	千円 14,000	%	千円 40,000	%
身体障害者授産施設費	0		25,000	

項目	計	計	計	計	計	計
文化施設建設費	0	50,000	同上	同上	同上	同上
計	771,000	872,000				

昭45年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算  
 昭45年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9,306 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 222,965 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	千円	千円	千円	
1 国庫支出金		58,856△	2,654			56,202
	1 国庫補助金	58,856△	2,654			56,202
2 繰入金		37,086△	1,121			35,965
	1 一般会計繰入金	37,086△	1,121			35,965
3 繰越金		647	9,644			10,291
	1 繰越金	647	9,644			10,291
計		647	9,644			10,291

4 諸 収 入	117,070	3,437	120,507
	T 貸付金元利収入	117,069	3,437
歳 入 合 計	213,659	9,306	222,965

歳 出	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金	千円 213,659	千円 9,306	千円 222,965
1 農業改良資金	213,659	9,306	222,965
1 貸付事業費			
歳 出 合 計	213,659	9,306	222,965

昭和45年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,908千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202,498千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	補正前の額	補正額	計
2 財 産 収 入	千円 147,154	千円 4,640	千円 151,794

5 諸 収 入	147,153	4,640	151,793
	10,251	1,268	11,519
1 受託事業収入	8,386	1,268	9,654
歳 入 合 計	196,590	5,908	202,498

歳 出	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費	千円 196,590	千円 5,908	千円 202,498
3 保育事業費	52,764	1,541	54,305
6 管理事業費	5,799	4,367	10,166
歳 出 合 計	196,590	5,908	202,498

昭和45年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,455千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,217千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	使用料及び 繰越金	1 使用料	25,861	8,375	34,236
		繰越金	3,331	7,080	10,411
		1 繰越金	3,331	7,080	10,411
歳入	合計	32,762	15,455	48,217	

歳出

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	事業費	1 事業費	18,447	15,455	33,902
		1 事業費	18,447	15,455	33,902
歳出	合計		32,762	15,455	48,217

昭和45年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

昭和45年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,272千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ138,841千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3	繰入金	1 一般会計繰入金	31,147	5,272	36,419
		1 一般会計繰入金	31,147	5,272	36,419
歳入	合計		133,569	5,272	138,841

歳出

歳出	款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1	県立学校水産実 習船実習費	1 県立学校水産実 習船実習費	133,569	5,272	138,841
		1 県立学校水産実 習船実習費	133,569	5,272	138,841
歳出	合計		133,569	5,272	138,841

昭和45年度鳥取県宮病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和45年度鳥取県宮病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出の補正)

- 第2条 昭和45年度鳥取県宮病院事業会計予算(以下「予算」という。)
- 第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	211,304千円	106,000千円	317,304千円
第1項 出資金	41,467千円	14,000千円	55,467千円
第2項 企業債	27,000千円	92,000千円	119,000千円
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			
第1款 資本的支出	217,174千円	106,000千円	323,174千円
第1項 建設改良費	47,578千円	106,000千円	153,578千円

(企業債)

第3条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院事業費に充当	千円 119,000	証券借入れ又は証券発行の方法により資金運用部、郵政省、その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10以内%	借入年度から5年ずえ置き、以後20年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債しあるいはすえ置き又は償還期間中であつても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上げ償還を行ない、若しくは借換えすることができるものとする。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】